

## 東日本大震災に関する事務連絡等

経済産業省自動車課  
環境省リサイクル推進室

### 1. 事務連絡等の発出状況について

東日本大震災の発生を受け、多数発生した被災自動車への対応として、関係業界への協力要請並びに自治体及び関係事業者への技術的助言を行った。主な事務連絡等は以下のとおり。

#### ① 平成 23 年東北地方太平洋沖地震の応急活動について（協力要請）

（平成 23 年 3 月 14 日経済産業省・環境省事務連絡）

社団法人日本自動車販売協会連合会、社団法人日本中古自動車販売協会連合会、社団法人全国軽自動車協会連合会、一般社団法人日本ELVリサイクル機構、社団法人日本鉄リサイクル工業会に対し、被災により発生する多数の使用済自動車の迅速かつ適正な処理に向け、協力要請を行った。

#### ② 平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震により生じた災害廃棄物の処理へのご協力について

（平成 23 年 3 月 16 日環境省災害廃棄物対策本部長（樋高政務官））

環境省災害廃棄物対策特別本部長（樋高政務官）より、関係団体（自動車リサイクル関連として解体業界）に対し、被災市町村の災害廃棄物（使用済自動車）の処理についての協力を要請した。

#### ③ 東北地方太平洋沖地震に伴う電気自動車・ハイブリッド自動車等の取り扱いについて（平成 23 年 3 月 18 日経済産業省・環境省事務連絡）

自治体に対し、被災した電気自動車・ハイブリッド自動車等の収集運搬、解体作業にあたっての安全上の注意喚起を行った。

#### ④ 東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について

（平成 23 年 3 月 28 日経済産業省・国土交通省・環境省事務連絡）

自治体に対し、被災した自動車の処理について、一時保管場所等への移動・保管から所有者等の確知、引取業者への引き渡し等についてステップごとに取りまとめて周知した。

⑤ 東日本大震災による番号不明被災自動車の引き渡し時における取扱いについて（平成 23 年 4 月 27 日経済産業省・環境省事務連絡）

自治体に対し、被災した自動車には、車台番号及び登録番号・届出番号のナンバープレート情報が判別できないものが多数あると考えられるため、その再資源化預託金等の預託に係る取扱いについてとりまとめて周知した。

⑥ 東日本大震災に伴って生じた被災自動車の処理にあたっての留意事項について（平成 23 年 6 月 13 日経済産業省・環境省事務連絡）

自治体に対し、津波等により大きく損傷している被災自動車について、これらを使用済自動車として処理する際のエアバッグ類の取り外し等に係る留意事項についてとりまとめて周知した。

⑦ 東日本大震災に伴って生じた被災自動車のエアバッグ類の処理にあたっての留意事項について（平成 23 年 6 月 13 日経済産業省・環境省事務連絡）

解体業界に対し、津波等により大きく損傷している被災自動車について、これらを使用済自動車として処理する際のエアバッグ類の取り外し等に係る留意事項についてとりまとめて周知した。

## 2. 財政的措置

災害廃棄物の処理にかかる費用について、国では、災害廃棄物処理事業により被災市町村を支援している。（なお、東日本大震災の甚大かつ広範囲に及ぶ被害に鑑み、特例として災害救助法の負担率を勘案した国庫補助率の嵩上げが行われている他、地方負担分については、災害廃棄物処理事業費が多額に及ぶ市町村について、その全額を災害対策債により対処し、その元利償還金の 100%を交付税措置することとされている。）

本処理事業の対象には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 22 条に規定する「災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理」として、被災市町村が実施する場合には、自動車の処理も含まれる。